

質問にお答えします

Q 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要ですか。

食料産業・6次産業化交付金の加工・販売施設等の施設整備やファンド活用以外は必要ありません。

Q 輸出向けの商品開発、商談会出展は、農林漁業者等しか使えないですか。

農林漁業者等と連携していれば、輸出事業者、商社、物流業者でも使えます。

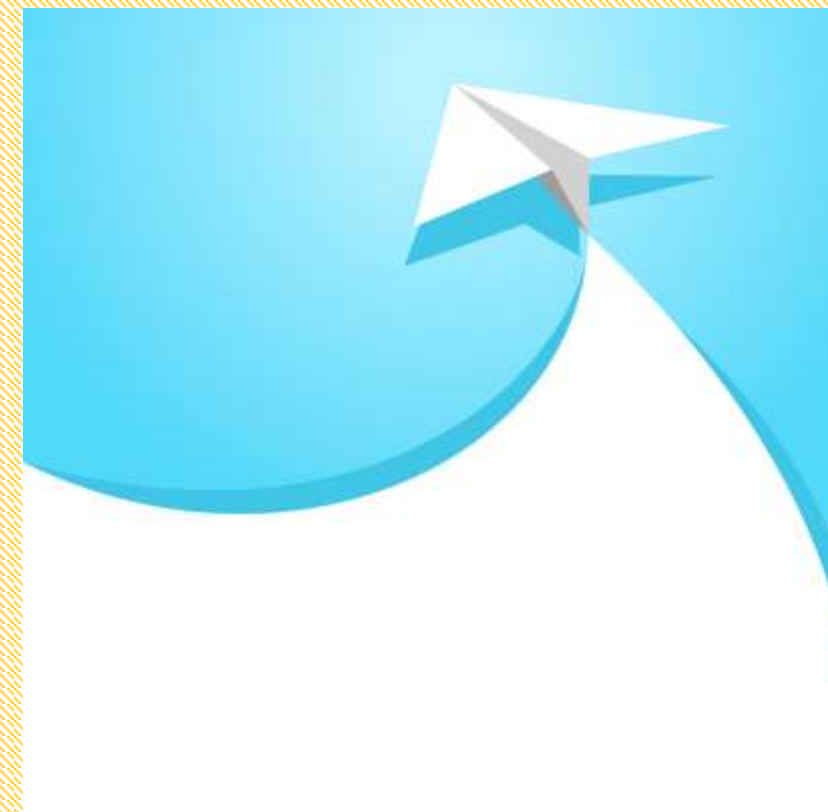
問合せ先（下記の部署の6次産業化担当）

地方農政局等名	電話番号	担当都道府県
北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	011-330-8810	北海道
東北農政局 経営・事業支援部地域連携課	022-221-6402	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東農政局 経営・事業支援部地域連携課	048-740-5341	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県
北陸農政局 経営・事業支援部地域連携課	076-232-4233	新潟県、富山県、石川県、 福井県
東海農政局 経営・事業支援部地域連携課	052-223-4619	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 経営・事業支援部地域連携課	075-414-9101	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 経営・事業支援部地域連携課	086-224-9415	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 経営・事業支援部地域連携課	096-211-9319	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	098-866-1673	沖縄県
農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)	03-5220-5885(代)	

- 本省の問合せ先：
食料産業局産業連携課（電話番号：03-6738-6473）
- 6次産業化に関するホームページ
【<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>】をご覧ください。

6次産業化支援対策のご案内

～特に輸出に取り組む皆様へ～



**6次産業化支援対策のうち
国産農林水産物・食品の輸出促進に
関する支援策等をご紹介します。**

平成30年4月

農林水産省
食料産業局

輸出向け商品を作りたい！

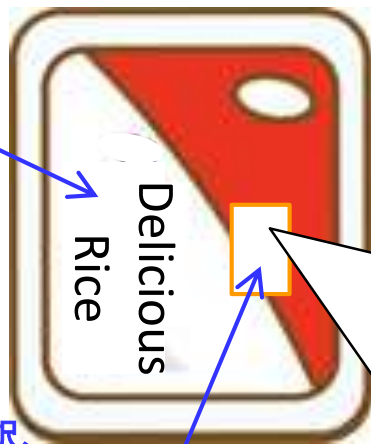


栄養成分表示 100gあたり
 エネルギー kcal
 脂 質 g
 たんぱく質 g
 炭水化物 g
 食塩相当量 g

パッケージの作成が必要



外国語に翻訳、ステッカー作成等が必要



Nutritional facts Per 100g	
Energy	kcal
Protein	g
Fat	g
—Saturated fatty acid	g
—n-3 fatty acids	g
—n-6fatty acids	g
Cholesterol	mg
carbohydrate	g
—Carbohydrate	g
—Sugar	g
—Dietary fiber	g
Sodium chloride equivalent	mg

表示にあたり成分分析が必要

- 農林水産物・食品を輸出する際には、輸出先国の食品表示制度に合わせる必要があるため、**栄養成分**(例:トランス脂肪酸等)の追加的な分析、**表示ラベルの外国語翻訳、ステッカー作成等の対応**を行わなければならない場合があります。
- **6次産業化に取り組む農林漁業者等の皆様等**がそれらに対応する際には、「食料産業・6次産業化交付金のうち『加工・直売の推進』」が活用できる場合がありますので、ぜひご相談ください。

商談会に出展したい！

- 商品の販路開拓のため、**商談会の出展経費**(出展ブース代等)、**出展旅費等**を「食料産業・6次産業化交付金のうち『加工・直売の推進』」により、支援します。
- ※ 国内だけでなく、海外で開催される商談会も活用することが可能です。

専門家のアドバイスが欲しい！

- 販路開拓やブランディング等相談内容に応じて、6次産業化サポートセンター(都道府県サポートセンター、中央サポートセンター)から**専門家(6次産業化プランナー)**を無料で派遣します。
- **中央サポートセンター**では、書類の外国語への翻訳のお手伝いもいたします。

加工・販売施設等を整備したい！

- 制度資金等の融資を活用した、**加工・販売施設等の整備**を「食料産業・6次産業化交付金のうち『加工・直売施設整備』」により、支援します。



6次産業化の取組に必要な**生産施設の整備**も対象です。

交付率:3/10以内(中山間地(農業)は1/2以内、
 市町村戦略に基づく取組は1/2以内) 交付金上限額:1億円
 (※六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定が必要)

輸出は、ポイント加算！

- 予算配分にあたって、「輸出に係る取組」は、ポイントを加算します。

本格的に輸出事業を展開したい！

ファンドの仕組み

- 2次・3次事業者と連携した6次産業化の取組を、**出資等により支援**。
- 6次産業化を進める法人(株式会社)に対し、**融資(資本金劣後ローン)**も実施。
- A-FIVEによる直接出資の他、銀行等が設立したサブファンドを通じた出資が可能。
- 6次産業化に取り組む農林漁業者の輸出や販路開拓等を支援する事業者(支援事業者)に対しても**出資が可能**。

ファンド活用のメリット

- 出資により調達した資金は、設備投資のほか、運転資金や海外子会社の設立等**様々な用途に活用可能**。
- A-FIVE等は、**販路紹介やビジネスマッチング等経営面の支援**を実施。
- 官民ファンドの出資を受けていることで、**ビジネス上の信用力向上**へ。

農林漁業を行う法人への直接出資(2次・3次事業者との連携不要)や6次産業化を支援する事業者への出資も可能となりました！

